

## 全国通訳案内士登録申請等書類一覧【島根県】

## 【様式】

		内容	新規	変更	再交付	取消	備考
【必須】	(1)	(1)-1 全国通訳案内士登録申請書	●				・両面印刷してください。 ・医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けた者により、3ヶ月以内に発行のもの。
		(1)-2 登録事項変更届出書		●			
		(1)-3 登録証再交付申請書			●		
		(1)-4 全国通訳案内士業務廃止等届出書				●	
【任意】	(2)	健康診断書	●				・本人が公開を希望する登録情報を、観光庁の承認を受けた旅行会社等に対して発信
	(3)	欠格事由に該当しない旨の宣誓書	●				
【任意】	(4)	通訳案内士登録情報検索サービス利用申請	●				・6ヶ月以内に撮影した、縦3cm×横2.4cmの大きさの写真(無帽、正面、上半身、無背景、裏面に氏名を記入)
	(5)	(5)-1 島根県全国通訳案内士ホームページ掲載申込書	△				
		(5)-2 島根県全国通訳案内士ホームページ掲載情報変更申込書		△			

## 【添付書類】

		内容	新規	変更	再交付	取消	備考
①	合格証書(写し及び原本)	●					・原本は窓口にて写しと照合後に返却します。
②	写真2枚 (同一のもの)	●	●	●			・6ヶ月以内に撮影した、縦3cm×横2.4cmの大きさの写真(無帽、正面、上半身、無背景、裏面に氏名を記入)
③	住民票抄本(原本)	●					・3ヶ月以内に発行のもので、本籍地の記載は不要です。 次のア～エのいずれかの書類(原本の提示と写しの提出)に代えることができます。 ア. 運転免許証(両面) ※運転免許証記載の住所と住民票が一致している場合のみ イ. 個人番号カード(マイナンバーカード)(表面) ウ. 写真付き住民基本台帳カード(両面) エ. 在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)
④	手数料(島根県収入証紙)	● (5,100円)	● (4,000円)	● (4,000円)			必要金額を購入のうえ、ご持参ください。 <b>(購入は令和8年3月末まで、使用は9月末まで可能です。)</b>
⑤	登録証		●		●		
⑥	登録事項が変更された証明となる書類		●				【住所変更】住民票抄本(原本)等 ※3ヶ月以内に発行のもので、本籍地の記載は不要です。 【氏名変更】戸籍抄本(原本) ※3ヶ月以内に発行のもの  変更前後の記載がある次のア～ウのいずれかの書類(原本の提示と写しの提出)に代えることができます。ただし、変更が複数回にわたる場合は、現在までの変更の経緯が確認できる任意の画面が必要です。 ア. 運転免許証(両面) ※運転免許証記載の住所と住民票が一致している場合のみ イ. 個人番号カード(マイナンバーカード)(表面) ウ. 写真付き住民基本台帳カード(両面)
⑦	死亡又は欠格事由に該当するに至った場合は、その旨を証する書面				●		

※国の通達により本人確認をする必要があるため、原則、登録を受けようとするご本人が直接窓口にお越しください。

※日本国内に住所を有しない方(非居住者)が代理人を介して登録申請される場合は、ご連絡ください。

【新規】全国通訳案内士試験に合格し新たに登録をする場合

【変更】登録証の記載事項に変更を生じた場合(県外から転入された方もこちらです。)

【再交付】登録証を亡失した場合、または著しく損じた場合

【取消】1. 業務を廃止した場合

2. 死亡、又は失踪の宣告を受けた場合(ご家族からのご連絡をお願いします。)